

# 東京高裁判決と 上告への思い



2012年4月25日（午後3時）

高裁101号法廷

東京大空襲訴訟原告団

# 弁護団諸先生方へ感謝をこめて



ご出席いただいた弁護団の方々と早乙女勝元さん



中山弁護団団長



黒岩事務局長



原田副団長



北澤弁護士



児玉副団長



坂井弁護士



内藤弁護士



早乙女勝元さん



杉浦弁護士



柿沼弁護士(左)と  
大阪弁護団井関団長



瑞慶山弁護士



51名の方から「高裁判決と上告への思い」を寄せて頂きました。長文については、趣旨を損ねることがないようにしてまとめさせて頂きました。どうぞご了承ください。

### <上告への決意に満ちて>

高裁判決の後、事務所に次々と「上告します」とお手紙、ファックスが入ってきました。読ませていただきました。

戦中戦後の体験と国の仕打ちへの涙と怒りの声でした。ある原告は「被災者として切り捨て放置は残酷すぎる。激しい怒りを覚える」と述べるなど、お手紙は決意に満ちていました。

原告団 77名となりました。数は力です。

「受忍論」の見直しと「空襲被害者等援護法」の実現をめざし、みなさんと知恵を出しあい協力して世論の共感と支援を広めるために頑張りましょう。

原告団団長 星野 弘 (81才・東京都)



4月25日判決直前の東京高裁前で訴え

### <二筋の道>

私たちの歩いている道は勝利を目指した二筋の道があります。本年4月25日の自分の課題に四つに組もうとしない東京高裁の受忍論をちらつかせた、背信的判決、そしてそれに怒って立ち上がった最高裁への道。さらに6月13日に議員連、被害者の大筋の合意を得て誕生した援護法案の立法による空襲被害者全般の救済への道があります。

今この道を人生最後の思いを込めさらに平和への道を歩き始めています。

「狭い門から入りなさい。滅びに通じる門は広くその道も広々としてそこから入るものが多い、然し命に通じる門はなんと狭くその道も細い事かそれを見出すものは少ない。」我々は苦難の道を歩いています。しかしいずれ真実が勝利を得る事を信じて。

原告団副団長 城森 満 (79才・神奈川県)



2月13日、衆院第2議員会館にて

### <戦争を支える制度の廃止へ>

16歳の高校生時代、戦前の国家権力は治安維持法で拷問するなど、犯罪をおかすことを知った。戦後67年目の現在はどうか。

74歳の私は、空襲訴訟を通じて、日本の司法に、平和・人権の新しい憲法のもとでも国体思想が残っていることを知った。

私たちが生命を大切にするように国のあり方を変えると言うこと＝正義づら、67年も救済から放置されたままと言うこと＝被害者づら、に見えるかもしれない。しかし、正義は貫きたい。国が起こした同じ戦争の被害で、軍人軍属に補償し、民間空襲等被害者にはしない。戦争は正しかった。戦争を支えるような制度は廃止になるまで闘い抜きたい。最高裁上告はその闘いの大きな手段であるが・・・。

原告団事務局長 足立史郎 (74才・東京都)

地裁・高裁と棄却の判決が続き、私達の怒りと失望は高まりました。裁く人も被告国側の人も戦争を体験しない世代なのです。歯がゆさと空しさを感じたのは私だけではないでしょう。そしていよいよ最後の正念場を迎えます。ここまで来られたのも弁護士先生方をはじめ支援してくださる方々のおかげです。この日本に生まれてよかったと思える判決をぜひ勝ち取りたいものです。

私はこの大切な時に病を得て不甲斐なく残念ですが、私たちには目的がありますからなんとしても生き抜いて国の謝罪と補償を果たしましょう。同士の皆様が77名とほうれしい限りです。お互い体調に気をつけて戦後67年を生き抜いてよかったと思えるよう頑張りましょう。

原告団副団長 清岡美知子 (88才・東京都)

突然死した弟の意志をついで原告の一人になりましたが空襲で亡くなった親、兄・妹の供養の為にも生きていく限り頑張りたいと思っております。ここまでお世話して下さいました皆様には心から御礼申し上げます。感謝の気持ちで一杯です。

青木薫 (84才・東京都)

この裁判には、狭い意味での勝ち負けとは次元の異なる根源的な意義があると、私は考えます。世界一の高さを見上げるその足もとに何があったか、オキナワ・フクシマに何があるのか、を考えることに通じる普遍的な意義です。

新井英吉 (75才・宮城県)

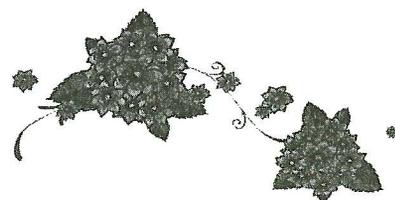
東京大空襲で家族3人が犠牲となり、空襲で家族を奪われた悲しみと怒りは戦後生活の辛苦であり今でも脳裏から離れないし、残された者の人生まで変えてしまった。私が国民学校2年生の時であった。それからの生活は耐乏生活の極限との闘いで現在も続いている。空襲で難民となった遺族は今も苦しんでいる。

国が起こした戦争の責任は重大である。無謀な戦争を起こした国は、軍人・軍属に高額な恩給を支給し、一般民間人には謝罪も支援もない。被害者として切捨て放置は残酷すぎる。激しい怒りを覚える。

これでは民主主義国家とは言えない。法の下での平等違反であり、現憲法とは矛盾している。

この差別を改めさせ、法の下での平等を実現するためにも最高裁への上告をし、闘う決意である。戦争はあっちゃーいけない。二度と繰り返さない国にするということを確認りと胸に刻み取り組みたい。

磯田育男 (77才・千葉県)



一審判決と少ししか進歩のない判決には裏切られた思いです。私たちとは思考の違いでしょうか？これではあの悲惨な空襲時を思うと頑張らなければと思います。今までご尽力いただいた弁護士さんをはじめ役員の方々に心から感謝申し上げますとともにこれからもよろしくお願い申し上げます。

今津 進 (89才・埼玉県)



高裁前で署名簿とチラシを手に宣伝

東京高裁に於ける 4 月 25 日の判決文に「心情的には理解できるものがある」と言われている所を、私は何度も読みました。どうしても救済拒否と結びつかないのです。裁判官の心の中に生まれた「心情的理解」と別のものは、一体なんだろう・・・と考えました。普通なら心情的理解できる故を以て、「救済すべきである」となるのではないのでしょうか。

「法の恐さ」、「法を司る人間の恐さ」を今、噛み締めております。4月になったら一年生と歌いながら、ランドセルを背負って灰になってしまった親族の幼子を胸に抱いて、私は最高裁上告者の一人となりました。

稲葉喜久子 (79 才・東京都)

昭和 20 年 3 月 10 日の空襲で両親と姉を亡くしました。その供養のためと後世のために悔いのないよう闘いましょう！！

今橋清子 (80 才・千葉県)

高裁判決を知った時にまず心に浮かんだ思いは、やっぱりというものだった。だが、すぐにその酷薄非道ぶりに猛然と怒りがこみ上げてきた。

これまでも、国を相手の訴訟の場合、ほ

とんどが権力側にたつ判決がなされてきたことから、今回もまたという予想が無きにしても非ずではあったが、それにしてもあの無惨極まりない大空襲の惨状と、それからの国の扱いの非常な仕打ちに、よくもこんな判決をと歯軋りを抑えられない日々が続いている。

しかしこれまでの私達の闘いは無駄ではなかった。少なくとも一・二審において、立法府が何らかの救済を講ずべきことに言及させた。次の世代の人々を二度と私たちがのような立場に立たせないためにも、立法府への働きかけと並んで、最高裁で勝利が勝ちとれるよう頑張っていきたい。

岩田 健 (77 才・奈良県)

昭和 10 年代に国が起こした戦争に努力した。東京大空襲で兄も死亡。家財すべてを失った。戦後残された家族で必死に生きてきた。

戦後 67 年、振り返ってみると、この戦争は何だったのだろうか？一部の軍人の名誉欲と世界情勢を判断できなかった国が、国家、国民をぶち壊してしまい、莫大な死者と家財を消失してしまった。我々一般市民の被害者は国から見放された。この状態は「おかしいのではないか」と集まった人たちが裁判に訴えた。

現在の裁判官は戦中、戦後の経験をしていないので「67 年経って今さらなんだ」という感じで理解してくれなかった。最高裁の判決がどうなるのか。我々や常識ある国民が見守っている。戦争はまだまだ続いているのである。小倉 功 (73 才・千葉県)

私の家族で死亡（行方不明）は母一人だけでしたが、当時のことは昨日の事のようによみがえって来ます。犠牲になった方の死体を踏み越え乍ら、逃げた足の裏の感覚は思い出しても申し訳なく思っています。

どうか名前だけでも後世に残していただきたい。国で手厚く慰霊してもらいたい。そのために残り少ない命を原告団の一員として頑張りたいと思います。

荻原和子（84才・栃木県）

去る4月25日の東京高裁の判決でも、私たち原告団の願いは叶いませんでした。しかし、これに怯まず弁護士先生方のお力をお借りして、次のステップに邁進して行かなければなりません。私達77名の原告団は、最後の力を振り絞って頑張りたいと思います。これからはみなさんと心をつにし、更には又、これまで支えて御協力下さいました多くの方々にも、今一度お力を頂いて、「空襲被害者援護法」の成立に向かって実現していかなければなりません。

舞台は、最高裁判所と国会へと移っていきますが、今の国会は何も決められない政治で、閉塞感は拭い切れなく前途多難で、不安材料が一杯です。

国民一人ひとり、「日本のここを変えて欲しい」と思うことがたくさんあります。課題山積の状況のなかで、真に国家国民を強く思う国会議員に国会でしっかり働いてもらえるように、私達の声を届けて支えていくことが必要だと思います。

奥川恵司（73才・福井県）

\*\*\*\*\*

「医専が合格した」と母と私の疎開先信州に報告に来た姉、次女はまだ女学生、兄は中学生。兄は医者になると頑張っていたのに若い人の夢を一瞬にして破った戦争。後日、長女（姉）の卒業証書が母の元に学校から送られてきた時、母は「こんなものいらない」と泣いた姿が忘れられません。

父や姉や兄の無念な思いを晴らしたい。この世に生きて来た証を残してあげたい。この思いです。

小沢ミキ（79才・神奈川県）

あの大空襲で大切な家族を失って以来、やっところまで来られましたのも弁護士様始め暖かい皆様のご支援の賜です。こんな悲しい事が二度とおきない様に最高裁に上告させていただきました。

何も理解できず最初にガーンと頭をたたかれたこの気持、誰がわかってくれるでしょうか。もうほとんどの人が太平洋戦争の事を知りません。裁判官の皆様よろしくお願ひ申し上げます。

勝田則子（76才・大阪府）

私が原告団に加わった時は、今よりずっと軽い気持でした。正しい主張に、裁判所は当然正義を実現してくれると思っていました。しかし受忍論の壁が厳としてあることを思い知らされました。

敗戦の反省に立って、戦争しない国が続くと信じられるなら、肉親の死や、自分に振りかかった不幸も平和の礎と受け止めて静かな老後を過ごしていたでしょう。でも戦争ができる国への道が着々と整備されて



5月7日上告の院内報告集会を行った。不当判決への怒りを共有していただき、国会が頑張らなければの決意が示された。



衆議院第2議員会館に向かって宣伝活動

いく現実を見逃すことができません。

生き残った者の使命として、結果はともあれ全力を尽くそうと思います。そうでなければ、戦争で死んだ肉親やすべての人々に顔向けができません。原告を導いて下さる弁護団の方々と共に、この思いが最高裁に届くことを信じましょう。

河合節子 (72才・千葉県)

最大級の暴力・戦争という恐ろしく許しがたい事実。戦争の悲惨で残酷な実態を知りながら、想像や共感の情念をはずした判決！4月25日。裁判官の胸に人間として去来する心情は？と疑いをかけたくくなります。

原告一人一人の背負った苦しみ、涙。矛盾や不便と戦いながら、忍耐も努力も人一倍、我慢に我慢を重ね続けた、歳月67年。

戦争を起こした国に責任はありながら、背骨の働きをしていた都民10万人の死者や100万人の罹災者に対する思いやりのない判決。

私は上告します。法の下での平等を勝ち取るまで闘います。

川島マス (72才・栃木県)

立法化に ～団結～

世話人、役員に感謝しています。

川和啓二 (75才・神奈川県)

東京高裁判決が出された後の記者会見で、判決内容が、私たちが陳述した内容に正面から向き合おうとしていない事への悔しさで、思わず涙してしまいました。

大勢の弁護士さんの助けを借りた法廷での訴えは何だったのか。

この東京高裁での教訓を生かし、最高裁にむけて大きな世論の包囲網の必要性を痛感しました。 草野和子 (76才・東京都)

戦前の「軍国主義」国策の誤りを認めさせることです。総括しなかったあいまいさが、日本国の基本構造として今に引き続いています。

現在の「原発主義」国策の誤りをはっきりさせることにもなると思います。伊藤眞 (弁護士) 先生が憲法学習会で強調されていました。 河野 先 (80才・東京都)



戦後既に66年経緯しましたが、あの恐ろしく凄まじい情景は、当時9才の私でも今も鮮明に記憶にあります。

大空襲により町内の世話役を勤めていた父を亡くし、その後疎開先の甲府で懸命に生きて来た母、兄、姉も他界。私も後期高齢者になり行動範囲も狭まった此の頃であります。母、兄姉の想いも込めて、父の供養のため本上告に参加させて頂きました。

今尚あの戦争を正当化する方がいることは極めて残念です。いずれにせよ国民には何の瑕疵もなく大きな犠牲を受けました。先生方には大きな期待をお寄せしております。

小山 昭子 (75才・山梨県)

一審から二審の裁判を通じて、今更ながら行政の無責任と勝手さには言葉がありません。最高裁には日本の最高府として勇気をもった公平な判決を期待します。

酒井幸三郎 (80才・埼玉県)



東京地裁に提訴してから6年たったことで驚いています！ つい先日のように思えますが、地裁、高裁の裁判当日は無欠勤で参加して来ましたが、あと2年は頑張りたいです！

関係の皆様方にはお世話になるだけですが、体の続く限り、毎日生甲斐として頑張りますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

佐藤 進 (88才・東京都)



中山弁護団長、判決前の訴え

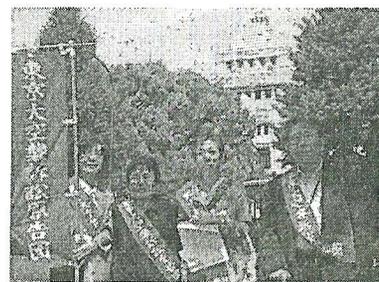
高裁の判決も一審と同じ無念です。原告団が団結して、最高裁に上告してくれましたこと嬉しく思います。

私の家庭の事情と私の健康問題で、原告団の行事には一度も参加できず心苦しく思っております。今後とも同じことになりません。申し訳ありません。

最高裁の闘いにはもちろん逆転勝利、差別なき戦後補償（戦争責任＝願いはこれひとつです）勝利を信じています。が、万にひとつ、二審と同じ結果が出たとして怒りはどこへもっていけばよいのか・・・私はみなさんと一緒に、みなさんの背中を見ながら闘ってきた東京大空襲訴訟裁判は、日本の歴史の一頁に残るものとして受け取っています。その誇りと報告をもって、両親と弟が待っているところに行きます。

弁護団の先生をはじめ、原告団、支援する会、他の皆さん本当にありがとうございました。

佐久間忠行 (86才・東京都)



国会議事堂を背景にして頑張るぞ！

東京地裁に提訴して早や6年目となるかと感慨無料です。今の私の置かれている境遇は大変厳しいものがありますが、ホームの方々の理解ある協力のおかげで、分割払いで費用の支払いをさせて頂けることとなり、ありがたく感謝しております。

いかなる結果となろうとも、最後まで国に責任を取ってもらうべく、年長の皆様と共に闘う意志を改めて固めております。

平行して国会でも議員立法を勝ちとるべく全員で、多くの国民の支持を得て、最後まで命ある限り頑張らしましょう。

篠原京子(74才・長野県)

提訴して5年。最高裁での判決、多少望みを持ちます。「せめて遺骨だけでも」と悔しい思いです。でもあきらめていません。でも司法は自らの問題として司法に出来ることをして欲しかったです。不信感を持ちました。上告に望みをかけます。人間として納得のできる判決を期待したいです。

弁護団の先生方には感謝しきれない気持ちでいっぱいです。私たち原告団として、まだまだ努力が足りないのではと反省しております。皆さんと決意新たに知恵を出しながら頑張らなければ、申し訳ないと思っております。高橋明子(78才・埼玉県)

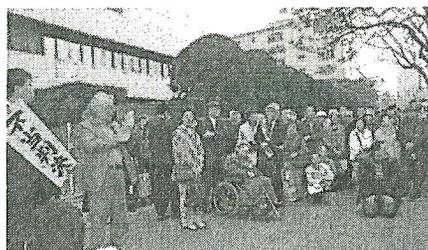
弁護士さん、団長さん、事務局の方、諸先生方には5年余り、又これからもお世話になります事、本当に感謝致します。

最高裁への上告は正直悩みました。年令の事、健康の事、併しこゝまで闘ってきた事、残された時間の事を思うと、やはり受

忍論を認める事は出来ません。亡くなった両親や妹達、多くの犠牲者の供養のためにも最後迄、闘う道を選びました。命の限り頑張りたいと思っております。

皆さんにはお世話に成る事が多いと思いますが、宜しくお願い申し上げます。

高橋喜美子(79才・神奈川県)



「いずれも棄却」やっとなんとも空しく私達は顔を見合わせ、ため息をつくばかりでした。東京大空襲で人生を奪われた10万人の無念の声を国に届けなければ私達は死ぬに死ねません。しかし原告の願いは司法に無視されました。

戦後67年国家財政半額赤字といいながら既に53兆円の軍人恩給を支給しています。一方空襲被害者民間人には1円の補償もなく謝罪も追悼碑も何もありません。これでも日本は民主主義国家なのですか。先進国として恥ずかしい限りです。

弁護団の先生方には手弁当でお働き下さり、頭が下がるのみで感謝の気持ちでいっぱいです。また多くの支援者の皆様に心からお礼を申し上げます。

先日メーデー神宮橋で署名活動の際、「頑張ってるね」「応援しているよ」と声をかけられました。元気をいただき最高裁に向けて闘いましょう。

棚村靖子(76才・神奈川県)

裁判官の非情と思える判決に啞然として声も出ませんでした。

これまで弁護士の方々には、大変お世話になりました事、本当に有り難く感じておりますが、今後さらに最高裁において、先生方のご指導が得られることに対し、感謝申し上げます。

田村 昇 (77才・千葉県)

後世に語り継ぎ残したいことは、国と司法が作り出した不条理です。一審では空襲の惨禍、軍人軍属と民間人の差別、長年の立法不作為、「戦争被害受忍論」など、私たちは何も知らずに生きてきたのです。

高裁判決では軍人軍属との階級的差別構造について原告らの不公平感に貶めていること、「防空法」については「要請の程度」とする裁判官の軽薄さにあきれました。

私は、親や兄弟姉妹を失った原告のみなさん方が家族を思う気持ちをうらやましく思っています。戦争を終わらせることができない指導者に、どれほどの人たちが無駄死にさせられ、生き残った者に苦しみを与えたのか、今原発をやめることができない日本の政治の指導者が重なってきます。

千葉利江 (62才・東京都)

4月25日判決3:00棄却だった。私は涙がかれるほど泣けてきた。その時ふと思いつ出したのが、文芸春秋1月号の曾野綾子氏の『不条理を忘れた驕り』のタイトルのエッセーだった。

昨今多くの人たちが3月11日以来人生観が変わったと言っている。曾野綾子氏は戦

争の時の方がはるかに厳しい地獄を見たと思う。戦争はいつ終わるかわからない完全な人災だと語っていた。私も常々感じていた事だった。

一人っ子で両親の愛に包まれていた十六歳の多感な少女だった。それが一夜にして天涯孤独となってしまった。現在盛んに言われている“心のケア”などなかった。私は生理が3年間止まってしまっていた。

両親のひとかけらの骨もなかった。

私も現在八十三歳の老婆となった。残り少ない日々を最高裁にかけて戦いたいという気持ちでいっぱいです。

千葉眞佐枝 (83才・静岡県)

母、たった一人の弟(12才)、同時に10万余の人々が突然生きてまま、焼き殺されたあの無念の日から67年も過ぎている。一日として忘れることの出来ない残酷な情景が脳裏に焼きついている。この長い年月に実家のないことで、どれほど悔しい思いをさせられて来た事かおわかりでしょうか？

沖縄、広島、長崎には立派な追悼の場がありますのに、何故10万余の命が奪われた我が東京にはないのでしょうか。広い面積と云っておりません。何時でも行けて追悼できる碑、記念館を造って下さい。何にも言えずに亡くなった

人々の霊の為に地裁、高裁を経て最後の頼みの最高裁判所です。どうぞ80半ばの婆のたった一つの願いをお聞き届け下さいますよう祈っております。命あるうちにと。

利光はる子 (84才・東京都)

戦争中「欲しがりません、勝つまでは」と国民皆が頑張り、私自身も高等小学校(今の中学)にも行けずに軍需工場で働かされ、焼夷弾を浴び、母は焼け死に、どうして私どもだけ苦しまなければならないのか？

一審、二審の裁判長は逃げていたのかも知れない。議員立法もどこまで進めるか？

弁護士先生方、お世話になります。ご苦労様ですが、最高裁も宜しくお願いします。

戸田成正(81才・東京都)

国の権限と責任で始めた戦争は政治がやるものです。憲法無視の悪法である国家総動員法は戦争遂行にむけ、すべてを勅令によって人的・物的・資源の統制を強行発動させたのです。また、民防空は消火義務と罰金刑を科し、律儀な市民は逃げ遅れ、3月10日は世界最大の東京大空襲被害です。4月、5月の猛爆に役所は全滅。東京府は「戦時災害保護法」要覧を<sup>部外秘</sup>(昭和18年4月)救済廃止。

最高裁判所に上告し、平均年齢80歳で戦後67年の切実な訴えに求めますのは、英知を持って戦争犠牲者援護は、人道法のみでなく、再び戦争の惨禍のないよう、民主・平和・人権を尊重し、犠牲者の慰霊と被害者の救済をしてください。

原告団結成以前から、人道的見地に立ち、ご援助、ご支援下さいます全国弁護士、在京弁護団の先生方の心労には心から敬意と感謝を申し上げます。最後の勝訴を期して奮起いたします。

豊村美恵子(85才・千葉県)

少しでも温かく明るい高裁判決が聞けると僅かばかりの希望を持って4月25日傍聴席に座っていました。開始されたと思ったら裁判長の蚊の鳴くような声と短い言葉でアッと云う間に閉廷。ア然としました。同じ日本人なのかと反感を持つばかりです。

好きこのんで両親弟妹と一夜で永遠の別れをしたのではありません。国策に反対することもできず戦争の犠牲にされたのです。無一文、着の身着のまま孤児にされてしまい、そして苦勞の67年間。

国が少しでも振り向いてくれる事を願っての裁判。私に残された月日は僅かです。明るい方向に歩ませて下さい。

弁護団の先生方、原告団の役員の方々のご努力感謝でいっぱいです。

中村志げ(83才・埼玉県)

第一審提訴に原告団の一員として参加したとき、初心で訴えたとおりに、当時15才だった子供が空襲で逃げる途中、両親や弟と逸れ、紅蓮の炎熱地獄の中を地を這い乍らやっと一命を得て両親と弟と再会できたが、兄(武雄)は行方不明。堅川で水死した母方の伯父(佐藤富士)を茶毘に附し、その遺骨を拾った悲惨な思いは今も忘れない。

67年後の今日に至る間、平和で安定した現世は、兄を始め東京大空襲など戦災の多くの犠牲者の遺徳によるものの他はありません。これからも、弁護士先生方を頼りにご盡力をいただき乍ら、最高裁判所に、東京大空襲犠牲者の慰霊と遺族が納得できる答えを出して貰います。

中野喜義(82才・神奈川県)



6月9日(土)東京文化会館(上野)にて  
黒岩弁護団事務局長のお話で学習会

不当判決を受けても、家族5人(父母、2人の弟、祖母)の遺骨も見つからず、戦争犠牲者となった私には戦争は終わっていないのです。父は軍の地図を作る仕事をして居りましたので家族で疎開することができず、私は学童疎開に行くことになりました。家族全員が亡くなった時は10歳でした。

国からは何の補償も援助もして貰えず、悲惨な状況に置かれ大変な苦労を重ねてきました。戸籍上は親権者ナシ、親戚の方々にも見放され、同級生の家の妹夫婦に子供がなかったことから養女に迎えられ、高校を卒業してからは、日本は食糧難の時代、田や畑を作ったり、重労働を重ねました。

戦争犠牲者10万人の方々への無念、どうしても供養してあげたい。碑を残したいです。被害を蒙った私たちを見捨て人権無視をしてきた国の責任は重大だと考えます。

原告団のみなさまと最高裁に上告します。

東小川榮子 (77才・東京都)

私も父、兄二人を空襲で亡くしました。父の兄弟も深川に住んでいましたので、亡くなっていると思います。母も2年後心労で亡くなりました。私達5人兄弟は親戚に

ばらばらに預けられ、20才になるまで会うこともできない状態でした。

今思うことはせめて父、兄達が手を繋いで一緒だったらと少しは気持が楽になります。私が原告団になったのもせめて亡くなった方々の供養になればとの思いです。

この件に関わる弁護士の方、事務局の方は大変だと思いますが、どうか頑張ってください。このような悲しみは私達の代で終わりにになります様、微力ながら皆様についていこうと思っています。よろしくお願ひします。  
福田美紗子 (73才・東京都)

思いもよらない諦めていた事、思い出したくない戦中戦後を明からさまにした裁判を皆々様のお陰で早や5年。いよいよ最高裁のお裁きを待つ。私達人生最後の締め括り。父母姉弟の無念を生き残った私の務め、生きている者の仕事。我が愛する国の司法を信じ、あまりにも高く遠い希みを生きている明しに、神様、神様、神様、祈念。

平成二十四年五月二十二日

三宅駿一 (78才・東京都)

裁判官判事は私共遺族の願ひを受け入れて欲しい。戦後67年を経た現在も戦争被災者の遺骨は震災祈念堂の倉に大瓶に入れて放置されている。何故交戦国の国は死者に詫び怨霊を鎮める事すらしないのか。

判決の結果次第では、私はDNA鑑定を依頼し遺骨を(一部でも一片でも)、残された家族のもとに返してもらふ事を要求したい。私の墓地に埋葬する。

八木栄一 (74才・神奈川県)

3歳の時に両親を亡くし父方の祖母に育てられました。幼い頃は親のいない子ということで、疎開先の大人の方に何かあるごとに濡れ衣をかけられてもじっと我慢を耐えてきました。もしかしてどこかに両親が活着しているのではないかと思ひ、中学を卒業して東京へ行き、住み込みで苦しみに耐えて栄養失調になりながらも働きました。

結婚してからは「どこの馬の骨かわからない嫁」と言われながらも夫の祖母、父、母を介護し40年あまりの年月が流れ見送ることが出来ました。

空襲で両親を亡くし、遺骨もないことを口にすることもなく耐えしので参りました。父母ばかりでなく、空襲で亡くなられた多くの方々の無念な思ひに口を閉ざしてはいけないと思ひ、歴史に残る裁判でありますように祈ります。

山口悦代 (70才・東京)

裁判長の「すべてを棄却」の声は聞き取れないほど小さくそして短い時間で閉廷した。二度も繰り返された裁判所内での光景。期待をしていたので二人の裁判長からは捨てられ、司法に裏切られたという気持は否めない。今までの努力は何だったのか。「空しさと悔しさ」だけが残った。

空襲死者は、戦争の犠牲になったのではなく、犠牲にさせられている。その事が活かされる事なく、謝罪もされず放置され、むしろ隠されている現状。国は軍人や軍属にのみ何故手厚いのか？立法府も民間人には援護法を成立させることなく何度も廃案にしてきた事実。この責任はとても大きい。

いったい誰に責任があるのか信を問いたい。

77名の原告の一人として最高裁判所に上告をした。戦争は国策で始めたという原点に戻り、司法府には真摯な書面審理を願ひ、立法府には今こそ、正しい決断を強く望み、援護法の日も早い成立に大いに期待している。生きる事の出来なかつた死者への供養にと、残された者も又悔いのない様にともうひと頑張りする事を心に誓った。

吉田由美子 (70才・茨城県)

戦後67年、私には今だに痛み苦しんで死にたいと火の中を逃げたのが昨日、今日のように思ひます。

生死に一生を得て月日は過ぎても、苦痛老化していく障害の痛みが追ってきます。

早く楽にして下さる判決を下してください。お願い申し上げます。

内田道子 (79才・東京都)

覚悟はしていたがやっぱり。悔しい。涙。戦争孤児の従弟(ガン)。この私の力のなさに頭を下げる。ゴメンネ。

「欲しがりません。勝つまでは」と米も醤油も味噌も勿論砂糖もゼロ。食べ物は何もなし。水も一日1時間の給水。ズーツと人間扱いして貰わなかつた。何時の世も裏には裏があつただろうが。あの戦争は何のための戦であつたのか。戦後、日本国民一人一人考えたことがあるか。家も、親兄弟も失ひ、ただ一人ポーンと外に放り出された戦争孤児。そしてこの敗戦。

島国根性の日本人。自己中。自立が出来ていない。冷たい。外国は喜んでいる馬鹿

な日本人。弁護団の先生方、又、又宜しく、ご助力お願い申し上げます。

眞田恒子 (84才・東京都)

弁護団の先生方、原告団の団長、ご一同様と心一つにして最後まで頑張っていきたいと思って居ります。よろしくようお願い申し上げます。 高野万子 (75才・埼玉県)

国の責任で愚かにも戦争を始めて、多くの不幸を作り出しました。この責任は国が取らなければ誰が取るのですか？

間違いは素直に謝罪するのが人の道だと思います。国が人の道に反する事をしていては社会が乱れるのは当然の事です。社会の乱れを是正するには先ず国が間違いを是正することから始めなければなりません。一日も早く国の責任を明確にして頂きたいと思ひます。

この裁判が戦争防止の第一歩だと判事は自覚して頂きたい。間違いを犯して反省と謝罪がなければ、ますます国が乱れるばかりです。 宮島保男 (77才・東京都)



2012年3月10日の東京都慰霊堂

戦災に遭って、父の消息が途絶えてから67年が過ぎ、共に空襲の火の雨の中をぐり抜けた母も100才で2年前に生涯を閉じました。

せめて母が活着ている間に私達の裁判で願いがかなえられたらと思ひましたが、一生懸命に力を傾けてくださった弁護士先生方、原告団世話人の皆様のお力でここまで来られた事に感謝し、最後までご一緒に裁判を闘ってゆく決意です。

正田トシ子 (75才・大阪府)

これが東京大空襲の  
原告67年の命です

昭和20年4月15日B29約200機。大森地区京浜西南部夜間攻撃を受け、自宅は火の海、父と母と姉は逃げた、逃げた。しかし姉は全身ヤケド。特に胸から下は洗濯板のようにケロイドです。頭から顔はツルツル。眼はツレ上り。手の指は全部開かずそのままにぎった様だ。

父も母も大火傷したが命は助かりました。25年前に死に、其の後長男の私が姉を介護しており、福祉の認定も10年に成りませんが、本年2012年4月認定。

- ・合併障肢体不自由身障 一級 市 (手当月5千円)
- ・第一種精神薄弱 ㊶
- ・要介護認定 5

広瀬シン (85才) 現在入院中  
代理 広瀬英治 (77才・埼玉県)

原告、原告おれらの  
戦う戦う

今迄 弁護士さんや多くの方々に支えられて来られた事を本当に有りがたく心より感謝しております。4月25日の控訴審も「棄却」敗訴に無念で悔しいの一言です。

67年前一夜にして母や姉兄妹を亡くし、父だけが助かりました。遺体や遺骨も無く、氏名記録も無いまま、父は自分だけが生きて助かった事を悔やんで何も語らず85才で亡くなってしまった事など、私は生涯忘れる事は出来ません。

なぜ裁判長は私達のこの思いがわかってくれないのか悲しいです。このままでは亡くなった人たちの思いと生きた証を残すことができなくなると思い上告しました。

私は自分なりに出来る事をして、最後まで良い結果が出ることを期待して頑張りたいと思っています。

松田エイ子 (78才・東京都)

1945年5月24日、B29の空襲を受けました。私は大井伊藤町という所に両親と兄弟の5人家族で住んでいました。

両親は戦後間もなく空襲でのケガが悪化して立て続けに亡くなりました。以後兄弟ともバラバラになって、敗戦後の混乱と食糧難の中で親戚や知り合いの家を転々とタライ回しの生活が始まりました。

上野駅の地下道での生活、そして浮浪児狩りなどあらゆる苦しい辛酸をなめました。

あれから67年の月日が経ちました。

いつの間にか寝たきりの76才になってしまいました。1日たりともあの戦争と空襲の日のことは忘れられません。つらい傷あとを背負った長い長い時間でした。

あの戦争は一体何だったのだろうかと思います。いのちのある限り私たちが体験したあの事実を決して風化させてはならないと思います。

今後とも頑張ります。よろしくお願ひします。

山本麗子(76才・東京都)



2012年4月25日(東京高裁)



児玉弁護士副団長と柿沼弁護士の判決速報に  
聞き入る原告団と支援の方々



作成 2012年6月末日